

勝山市総合行政審議会（第12期第6回）結果概要

○開催日時 平成25年4月17日（水）午後6時30分～午後8時

○開催場所 勝山市教育会館 3階 第2研修室

○出席者等

出席委員：11名

説明者：総務部総務課、企画財政部財政課

事務局：企画財政部未来創造課

1. 会長あいさつ

2. 審議

【1. 行政力の向上（4）民間活力の導入、（5）県、公社との経費負担の見直し、（6）事務カイゼンによるムリ・ムダの廃止】

〈質疑応答〉

岩屋オートキャンプ場への指定管理者制度導入

田舎暮らし体験交流事業の民間委託

東山いこいの森の指定管理料の見直し

ふるさと森林館への指定管理者制度導入

●委員

・民間活力の導入だが、岩屋オートキャンプ場や田舎暮らし体験が、実際に民間委託が可能か。委託したけど出来なかったとはならないか。ある程度、採算が取れるか検討した結果、継続して運営できる担保があるのか。

○説明者

・指定管理者については、現在勝山市ではニューホテル、温泉センター水芭蕉、温水プール、長尾山総合公園、東山いこいの森で導入しているが、指定管理者を導入している施設で収入で賄っている施設は現在ない。ほとんどが勝山市から維持管理など何らかの補填をしていかないと運営できない現状である。しかし、民間に委託することによって行政ができないサービスができることを目指している。従って、若干だが公費を入れて民間の力を借りて行政ができないことをする、それをまず目指している。収入で賄うというのは現段階ではすべての施設で難しい現状だが、現在掛かっている経費についても削減をしていきたい。その2つの目的がある。ただ、現在掛かっている経費がゼロというわけにはいかないのが現状である。

・田舎暮らし体験交流事業については、受け入れをして頂く個人の方々と協議をしていきたいと考えている。

・東山いこいの森の利用客のニーズが変わってきている。施設は昭和50年代にできたもので当時は新しく人気もあったが、古くなり、これまでかなりの改修をしてきた。トイレも平成5、6年に水洗化した。そういった公費を投入しながらも現在の収支を見ながら施

設の維持管理について、指定管理者への委託料の見直しを行っていきたいと考えている。
・暮見のふるさと森林館は特別の事情があって、地区の集会場として暮見区の使用を認め、維持管理も暮見区にお願いしている。市としては全部を地区で管理していただきたいが、県の補助を受けたため地区へ移管できないという事情もある。

●委員

・田舎暮らしの体験事業は県との事業のはずだが、民間委託できるのか。

○説明者

・県事業であれ、市事業であれ、考え方としてはそういう方向。

●委員

・難しい問題である。儲かっていけば問題ないわけだが、民間活力を利用して色んな仕事をやっていただく。そこに公費を入れるわけだが、それで本当に大丈夫なのかというのが気になる。

●委員

・人口問題研究所の人口予想では、2040年には更に8,000人減少し16,800人になる。65歳以上の高齢化率が42%。この計画は32年までであり、どの施設も将来もあるにこしたことはないが、果たして市がやれないことを民間がやっていけるのか、思い切ってやめることも考えていかなければならないのではないのか。これらの施設は現在どのような活用状況なのか。

●委員

・関連して、県から市へ要請があって行っている事業、いわゆる斡旋しているような事業について、市は要らないと言えるのか、また、その事業は本当に民間委託できるのか。

●委員

・先の話をしてしても仕方ない。市としてはどうしても民間委託していかななくてはならないなら先の説明のようにやって行くべきであるが、同じ機能の施設や事業を統合していくことも考えるべきである。県とのこともあるだろうし、民間委託、統合、廃止、それは市で一度検討して欲しい。

○説明者

・それは十分考えている。第5次総合計画、10年の計画でも施設の統廃合をうたっており、公共施設、学校などの統廃合などを考えていかななくてはならない。

●委員

・先の見えない話をしてしても仕方ないが、こういったことは勝山市だけではない。あまり成功した例はない。それを踏まえて検討してほしい。我々はそういう方向もあるよ、と提案させてもらおう。

●委員

・具体的事業を県や国のレベルで見れば、なぜここにこんなお金を使わなくてはいけぬのかと疑問に思うことはある。ただ勝山というエリアのなかで、それぞれの施設が地域のなかでどんな役割を果たしているのかということを考えていかないといけぬ。地域活性化の一環として民営化を進める議論はいいが、あるかないかという議論はない。

○説明者

・私どももそのように考えている。

●委員

・「東山いこいの森の指定管理料の見直し」の削減額が増えていくのはなぜか。

○説明者

・平成24年度の5,700千円と比較して、毎年100万円ずつ削減額が積み上がっているという書き方になっている。

●委員

・小規模修理と改修費用を含めた契約となるのか。

○説明者

・これまでの委託料に新たに修繕と改修費用をすべて含めて契約したいということ。

各種道路関係等負担金の削減

●委員

・道路の負担金の削減の意味がよくわからない。

○説明者

・表現が分かりにくいですが、勝山市の上部団体、国レベルの団体、そういったところに加入すると会費が必要になる。本当に加入が必要かどうかを検討し見直していく。

●委員

・では負担金の削減では表現が不適切。分かりやすく表現を変えてほしい。

○説明者

・了解した。

【1. 行政力の向上（7）公共施設等の有効活用】

●委員

・京都では小学校の跡地の利活用をうまくやっている。特にまちなかで学校跡地で漫画記念館をやっているが、これが結構活性化に繋がっているようなので、ぜひともうまくやっていただきたい。

〈質疑応答〉

市有地の売却

●委員

・「市有地の売却」だが、現在売却可能な市有地がどのくらいあるのか。一筆と言っても登記上の一筆は色んな広さがあると思うが、数値目標としては具体的に挙げない方がいいのか。

○説明者

・市の方で持っている空地はかなりあるが、ここに書いているのは村部の土地ではなく、売却可能だと思われる、まちなかの土地のうち5筆を目標として挙げている。目標の5筆がすべて売れると今の評価で、2,800万円ぐらいになると思われる。

○説明者

・市合併前から個人にお貸ししていて市が引き継いだら、引っ越しされて、現在空き地になった土地が市街地に相当ある。一方、区画整理事業等で代替地として用意していた土地もある。規模的には一筆が50坪から100坪。そういう土地を市民の皆様に有効に使っていただきたいということで、現在売却の計画を立てている。

●委員

・私どもも買えるのか。

○説明者

・そのとおり。是非とも買って頂きたい。

●委員

・村部は売れそうにないということだが、一般の方は田舎暮らしをしたいと思ってるかも知れない。村部の土地が売れないというのは市の勝手な思いである。

○説明者

・色々な形で情報提供をしているが、なかなか伝わらないのが現状。

●委員

・実際買うかとなると難しい。

公用車台数の削減

●委員

・公用車を62台から56台にするということで、具体的などころまで検討されていると思うが、もっと減らすことは可能か。

○説明者

・公民館には各1台必要であり、減らすことは難しい。本庁関係は様々な課があるため、使う使わないを集中管理することで、ある程度の計画は立てられるが、出先関係は無理だと考える。

●委員

・削減対象に工事車両は入っているか。

○説明者

・工事車両は入っていない。除雪車も入っていない。

●委員

・道路維持をするための車両はどうか。

○説明者

・入っている車両もある。除雪機械関係は入っていないが、普通に運転するトラック、乗用車は入っている。

●委員

・緊急対応のための車両についてはあまり減らさないでほしい。

【1. 行政力の向上（8）その他の事務事業の見直し】

〈質疑応答〉

老朽危険空き家の解体費補助

●委員

・「老朽危険空き家の解体費補助」は総合計画の「263総合的な防災対策の確立」であるのに担当課になぜ消防署が入っていないのか。空き家での火災が一番怖い。消防が一番よく知っているはずなので消防署とタイアップしてやってほしい。

○説明者

・消防署とも十分話し合っ、担当課に消防本部を追加させていただく。

公衆街路灯のLED

●委員

・年次数値目標欄について、平成27年度の数値がおかしくないか。

○説明者

・平成27年度の数値は1,832。訂正をお願いしたい。

OA機器の消費電力削減

●委員

・OA機器の消費電力については、この計画に明記する必要があるか。買い替えすればすべて省電力タイプになるのではないか。

○説明者

・同じ機器でも省電力タイプを選ぼうということで記載させていただきたい。

●委員

・できるだけそういう物を選んでいきたいということをお願いしたい。

●委員

・OA機器に限らずエアコンであれ照明であれ、更新する場合には考えていくといい。

●委員

・庁内の照明についても考えているのか。

○説明者

・エアコンについてはかなり進めてきたところもあり、今回はOA機器とした。ご指摘の点はごもっともであり、自動車も照明もエアコンも進めていくべきと考えている。

顧問弁護士相談内容のデータベース化

●委員

・顧問弁護士の相談についてだが、なぜ今までやってこなかったのか。その度に顧問弁護士に相談していたのか。

○説明者

・相談の仕方には面談、電話、ファックス等色々あること、更に当然法律に関わる難しいことであるため、その都度お願いしていた。

●委員

・今後、データベース化し効率化を図るということでよろしいか。

○説明者

・そのとおり。

市内観光案内板等の統一サイン化

●委員

・観光案内版等のサインの統一化により行財政改革に何か反映されたり影響があるのか。景観委員会に任せることではないか。

○説明者

・行政サービスの向上という観点で挙げている。

・前の計画から引き続きの項目であり、前の計画で取り組めなかったので引き続きお願いしたい。

長尾山総合公園の渋滞対策の促進

●委員

・県との関係で具体的にどのような対策を考えているのか。

○説明者

・GW、お盆、シルバーウィークなど、年間11日間パークアンドライドを実施している。県立恐竜博物館の入館者が8,000人を超えると公園内の駐車場は満車状態になる。従って、公園の外で駐車場を確保して、バスでのピストン輸送をしている。現在、公園内で約300台の駐車場の増設計画をしている。増設により、今後どう渋滞が減っていくのか、それを見ながらパークアンドライドの必要性を考えていきたいと思う。市は警察当局から公園管理者として相当厳しく渋滞について言われているので、渋滞の解消についてパークアンドライドと公園内の駐車場の増設の二本立てで今後考えていきたいと思う。

●委員

・専門家に聞いてやっていただきたい。実際難しいと思う。パークアンドライドはひとつの方法。方法については専門家にお任せしてここでの議論は止めておく。

【2. 財政力の向上（1）財政運営の健全化】

〈質疑応答〉

地代の均衡化

●委員

・地代の均衡化だが、米価が下がってきているのに、地代を下げずに維持している現状がある。米価を基準とした算定方法から固定資産税を基準とした算定方法に変更するというのは、わかりにくい。

○説明者

・皆さんもご存じのようにこれまでは坪当たりの考え方。ただ、市街地は地価も下がってきており、地価と税との関係から固定資産税の何倍をもらう、あるいは支払うという考え

方にかわってきている。ただし、村部は米価方式が多い。

●委員

- ・基準を変えると、市としてプラスやマイナスはないのか。

○説明者

・市街地も郊外地も一律に固定資産税の何倍をもらう、支払う、という考えに少しずつ改正をしていきたい。適正な地代をいただく、お支払するという考え方である。

○説明者

・これまではその土地で米を作るとどれだけの利益があがるかを考えていたが、これからはその土地の資産価値を基準とした方法に切り替えていく。

●委員

・学校関係の土地の担当は教育委員会だと思うが、今回は総務課の管理する土地だけが対象か。

○説明者

- ・庁内に地代検討委員会があり、統一した考え方を市役所全体で考えていく。

●委員

- ・まちなかは路線価があるが、その他はどうか。

○説明者

- ・郊外地は路線価はない。

○説明者

・村部には昔は路線価はなかったが、今は路線価に準じたブロック別単価があるため、スムーズにできると思う。

●委員

- ・固定資産評価委員はいるか。

○説明者

- ・おります。

●委員

- ・固定資産評価委員に任せたらいい。

【2. 財政力の向上（2）効率的、効果的な税制等の運営】

〈質疑応答〉

市税滞納繰越分徴収率の向上（大口滞納分除く）

●委員

・大口滞納分を除くとわざわざ明記されているのは相互不動産のことか、税金を多く納める人は対象から外すということか。

○説明者

・具体的な滞納者のお名前を出すことは難しいが、本当の大口のことを指しており、一般的な滞納者のことではない。わかりにくいので表現の工夫をしたい。

●委員

- ・ではここは文言を変えていただくことでお願いしたい。

後期高齢者医療保険料（現年度）徴収率の向上

後期高齢者医療保険料（過年度）徴収率の向上

●委員

- ・平成23年度決算と比較して、なぜ徴収率が下がっているのか。

○説明者

- ・ここについてはお時間を下さい。担当課に確認し、次回ご説明する。

○説明者

- ・数字自体は間違いはないが確認する。

●委員

- ・次回説明をお願いします。

納税組合奨励金制度の見直し及び市税徴収率の維持

●委員

- ・納税組合は廃止するつもりか。

○説明者

・具体的には納税組合奨励金制度の見直しを検討するとともに、口座振替を推進するというので、平成25年度、26年度の2ヶ年をかけてきっちり見直し、その後の方向性を決めるということをお願いしたい。わかりやすく表現を変えたい。

都市計画税課税区域の見直し

●委員

- ・具体的にどういうことか。

○説明者

・用途区域外に公共下水道がきている場所については、用途区域外であっても勝山市は都市計画税を課税してきた。ところが、用途区域外では公共下水道区域と農業集落排水区域が点在している。そういった中で、都市計画税について議論をした結果、税負担の公平性確保のため、用途区域外で公共下水道が布設された場合は10年間のみ都市計画税を課税するよう改めることとした。

●委員

- ・公共下水道は都市計画区域外でもできるのか。

○説明者

・勝山市全域があり、その中に山も田もあり都市計画区域がある。更に都市計画区域の中に用途区域がある。当初下水道は用途区域の中だけで計画を立てたが、区域が広がり都市計画区域内で下水道事業を整備する認可をいただいた。それにより、例えばスキージャムや鹿谷地区まで下水道が整備された。ところが、同じ都市計画区域の中でも平泉寺などの5地区は都市計画区域の中にありながら、農業集落排水事業、農林水産省の事業で整備をしてきた。そして実際、公共下水道事業で整備した区域にあるお宅からは都市計画税をい

ただき、都市計画区域にありながら農業集落排水事業で整備した区域からは都市計画税をいただいていない。その辺の税の不公平感を取り除きたいというのが今回の趣旨。

●委員

・具体的にどうするのか。

○説明者

・用途区域の中で10年を経過したところからは都市計画税を貰わないようにするということ。

●委員

・分かりにくい。

●委員

・村部の地代について、米価から固定資産の評価でいく話があった。地代を固定資産基準とすると都市計画のお金は払うし、地代は安くなるということはないか。

○説明者

・都市計画税はその評価額の何パーセントなので不公平ではない。

●委員

・法律上の規定はあるか。

○説明者

・ない。勝山市の考え方。

○説明者

・都市計画税は、都市計画区域の中で都市計画事業を行うための目的税として賦課する。勝山市は条例で定めて用途区域内に都市計画税を賦課している。

●委員

・法的な根拠はあるか。

○説明者

・法的な根拠はなく、一般的な税の公平性から。

●委員

・県や国から何か言われたいか。

○説明者

・勝山市は特殊である。

●委員

・勝山市が地域性をもってこうしたということはいいが、10年経過した後はやめるということが違法でないか確認してほしい。

○説明者

・委員の言われるように根拠付けを十分確認する。

●会長

・では、今日は21ページまでで終わりとしたい。

3. 会長代行あいさつ

以上